

通所リハビリテーション利用料金表(1割)(2割) (平成30年4月1日～)



①基本料金

1単位 = 10.17円

※端数計算により若干相違する場合があります。

指定通所リハビリテーション費(1日につき)

時間 介護度	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満
要介護1	316単位	330単位	426単位	480単位	537単位	626単位	664単位
要介護2	346単位	384単位	500単位	563単位	643単位	750単位	793単位
要介護3	373単位	437単位	573単位	645単位	746単位	870単位	922単位
要介護4	402単位	491単位	666単位	749単位	870単位	1014単位	1075単位
要介護5	430単位	544単位	759単位	853単位	991単位	1155単位	1225単位

指定介護予防通所リハビリテーション費(1ヶ月につき)

要支援1	1,712単位
要支援2	3,615単位

②指定通所リハビリテーション加算

- リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) 330単位/月
- リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)【開始月から6月以内】 850単位/月
- リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)【開始月から6月超】 530単位/月
- リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)【開始月から6月以内】 1120単位/月
- リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)【開始月から6月超】 800単位/月
- リハビリテーション提供体制加算【3時間以上4時間未満】 12単位/日
- リハビリテーション提供体制加算【4時間以上5時間未満】 16単位/日
- リハビリテーション提供体制加算【5時間以上6時間未満】 20単位/日
- リハビリテーション提供体制加算【6時間以上7時間未満】 24単位/日
- リハビリテーション提供体制加算【7時間以上】 28単位/日
- 短期集中個別リハビリテーション実施加算 110単位/日
- 認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ) 240単位/日
- 認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ) 1,920単位/月
- 生活行為向上リハビリテーション実施加算【開始月から3月以内】 2000単位/月
- 生活行為向上リハビリテーション実施加算【開始月から3月以上6月以内】 1000単位/月
- 中重度ケア体制加算 20単位/日
- 社会参加支援加算 12単位/日
- 重度療養管理加算 100単位/日
- 理学療法士等体制強化加算 30単位/日
- 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%
- 入浴介助加算 50単位/日
- 若年性認知症利用者受入加算 60単位/日
- 栄養改善加算 150単位/回
- 栄養スクリーニング加算 5単位/半年
- 口腔機能向上加算 150単位/回
- 事業所が送迎を行わない場合 △所定単位数から47単位/片道

②指定介護予防通所リハビリテーション加算

- リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) 330単位/月
- 生活行為向上リハビリテーション実施加算【開始月から3月以内】 900単位/月
- 生活行為向上リハビリテーション実施加算【3月超から6月以内】 450単位/月
- 運動機能向上体制加算 225単位/月
- 栄養改善加算 150単位/月
- 栄養スクリーニング加算 5単位/半年
- 口腔機能向上体制加算 150単位/月
- 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 480単位/月
- 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700単位/月
- 事業所評価加算 120単位/月

③共通の加算

- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 4.70%
- 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 3.40%
- 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1.90%
- 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 加算(Ⅲ)により算出した単位の90/100
- 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) 加算(Ⅲ)により算出した単位の80/100
- サービス提供体制加算(Ⅰ)イ 18単位/回(要支援1は72単位/月、要支援2は144単位/月)
- サービス提供体制加算(Ⅰ)ロ 12単位/回(要支援1は48単位/月、要支援2は96単位/月)
- サービス提供体制加算(Ⅱ) 6単位/回(要支援1は24単位/月、要支援2は48単位/月)

③実費相当

- 食事代 620円/食
- おむつ代
 - 小パット 35円/枚
 - 中パット 65円/枚
 - 大パット 95円/枚
 - おむつ 95円/枚
 - リハビリパンツ 200円/枚
- 教養娯楽費(クラブ活動等の材料費) 実費